新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年８月12日

新潟県知事　　花　角　　英　世

新潟県規則第41号

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

第１条　新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下この条において「移動後別表号」という。）に対応する次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下この条において「移動別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
別表（第２条関係） (1)～(460)の２の２　（略） (460)の２の３　マンション管理計画認定申請手数料 (460)の２の４　マンション管理計画認定更新申請手数料 (460)の２の５　マンション管理計画変更認定申請手数料 (460)の２の６　（略） (460)の３　（略） (460)の３の２　（略） (460)の３の３　（略） (460)の３の４　（略） (460)の４～(585)　（略）	**別表**（第２条関係） (1)～(460)の２の２　（略） (460)の２の３　（略） (460)の２の４　（略） (460)の２の５　（略） (460)の３　（略） (460)の３の２　（略） (460)の４～(585)　（略）

第２条　新潟県収入証紙条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下この条において「移動別表号」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下この条において「移動後別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動別表号に対応する移動後別表号が存在しない場合には当該移動別表号（以下この条において「削除別表号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び削除別表号を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示を除く。）に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
別表（第２条関係） (1)～(460)の２の６　（略） (460)の３　長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料 (460)の３の２　長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料 (460)の４　（略） (460)の５　長期優良住宅建築等計画等の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料 (460)の５の２～(585)　（略）	**別表**（第２条関係） (1)～(460)の２の６　（略） (460)の３　長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 (460)の３の２　区分所有住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 (460)の３の３　長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 (460)の３の４　区分所有住宅に係る長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 (460)の４　（略） (460)の５　長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料 (460)の５の２～(585)　（略）

附　則

この規則中第１条の規定は公布の日から、その他の規定は令和４年10月１日から施行する。